



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年 2月14日火曜日 第1734号

◇ 目 次 ◇

一部事務組合の設立許可.....	93
指定居宅支援事業を行う事業所の所在地の変更（6件）.....	93
地籍調査の成果の認証.....	95
土地改良区の定款変更の認可.....	95
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	95
保安林の指定の解除（2件）.....	95
解除予定保安林にする旨の通知.....	95
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	95
道路の区域変更（県道砥部伊予松山線）.....	98
道路の区域変更（県道猪伏西谷線）.....	98
道路の供用開始（"）.....	98
道路の区域変更（一般国道378号）.....	98
道路の供用開始（一般国道441号）.....	98
道路の区域変更（県道宇和三間線）.....	99
道路の供用開始（"）.....	99
道路の区域変更（県道網代鳥越線）.....	99
道路の供用開始（"）.....	99
道路の区域変更（県道一本松城辺線外）.....	100
道路の供用開始（県道久良城辺線外）.....	100
開発行為に関する工事の完了.....	100
特定計量器の定期検査の実施.....	101

公 告

ネットワークシステム運用管理業務の委託.....	102
ネットワークシステム運用管理・保守業務の委託.....	103

公営企業公告

重油の購入.....	103
清掃業務の委託.....	105

任 免 辞 令

久保 賢司.....	106
二宮 伸児.....	106

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、次のとおり一部事務組合の設立を許可した。

平成18年 2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 組合の名称
愛媛地方税滞納整理機構
- 2 組合を組織する地方公共団体
松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町
- 3 組合の共同処理する事務
 - (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき市町が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務
 - (2) 関係市町の職員に対する徴収業務に関する研修に係る事務
 - (3) 関係市町の徴収業務に関する分析及び提言に係る事務
- 4 組合の事務所の位置
松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県自治会館5階
- 5 組合設立年月日
平成18年 4月1日
- 6 組合設立許可年月日
平成18年 2月3日

○愛媛県告示第181号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成18年 2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		届 出 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地 変 更 前 変 更 後	
38000300176118	有限会社シンシア	四国中央市金生町山田井4番地1	星 川 純 一	児童居宅介護	居宅介護事業所シンシア	四国中央市金生町山田井4番地1 四国中央市川之江町3217番地1	平成17年11月22日

○愛媛県告示第 182 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成18年 2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
38000100188115	有限会社シンシア	四国中央市金生町 山田井4番地1	星 川 純 一	身体障害者 居宅介護	居宅介護事業所 シンシア	四国中央市金生町 山田井4番地1	四国中央市川之 江町3217番地1	平成17年 11月22日

○愛媛県告示第 183 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成18年 2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
38000200215115	有限会社シンシア	四国中央市金生町 山田井4番地1	星 川 純 一	知的障害者 居宅介護	居宅介護事業所 シンシア	四国中央市金生町 山田井4番地1	四国中央市川之 江町3217番地1	平成17年 11月22日

○愛媛県告示第 184 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成18年 2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
38000300170111	社会福祉法人来島会	今治市登畑甲345 番地1	越 智 一 博	児童居宅 介護	ホームヘルプ事 業部凜	今治市室屋町一 丁目1-8	今治市宮ヶ崎甲 166番地	平成17年 10月1日

○愛媛県告示第 185 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成18年 2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
38000100181110	社会福祉法人来島会	今治市登畑甲345 番地1	越 智 一 博	身体障害者 居宅介護	ホームヘルプ事 業部凜	今治市室屋町一 丁目1-8	今治市宮ヶ崎甲 166番地	平成17年 10月1日

○愛媛県告示第 186 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成18年 2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
38000200208110	社会福祉法人来島会	今治市登畑甲345 番地1	越 智 一 博	知的障害者 居宅介護	ホームヘルプ事 業部凜	今治市室屋町一 丁目1-8	今治市宮ヶ崎甲 166番地	平成17年 10月1日

○愛媛県告示第187号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成18年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
東温市	山之内の一部	平成16年度から 平成17年度まで	東温市の 地籍図及び地籍簿
四国中央市	新瀬川の一部 三島宮川の一部	平成16年度から 平成17年度まで	四国中央市の 地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成18年2月14日

○愛媛県告示第188号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市居相土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第189号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、伊予市上吾川地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成18年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・武ノ宮地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成18年2月15日から3月14日まで

3 縦覧場所

伊予市役所

○愛媛県告示第190号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除に係る保安林の所在場所

今治市吉海町仁江1428の2、1429の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第191号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除に係る保安林の所在場所

松山市畑里乙173の1、乙175の10

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第192号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除予定保安林の所在場所

西予市野村町野村17号18の2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第193号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

宇和島市

宇和島市曙町1番地

代表者 宇和島市長 石橋 寛久

宇和島市栄町港二丁目4番14号

2 埋立区域

(1) 位置

宇和島市吉田町深浦字ヲラギダ1番耕地407番12から同1番耕地407番14までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から11点までを順次直線で結んだ線並びに11点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市吉田町深浦字ジョノシタ2番耕地474番2地先の道（市道深浦上線）に設置した金属鉾）は、北緯33度19分03秒、東経132度30分17秒の地点

- 1 点は、基点から真北78度41分41秒138.59メートルの地点
- 2 点は、1点から真北 159 度55分12秒 14.11メートルの地点
- 3 点は、2点から真北 208 度30分16秒3.97メートルの地点
- 4 点は、3点から真北 257 度40分39秒6.65メートルの地点
- 5 点は、4点から真北 257 度12分09秒6.65メートルの地点
- 6 点は、5点から真北 256 度36分41秒 10.11メートルの地点
- 7 点は、6点から真北 255 度53分47秒 10.11メートルの地点
- 8 点は、7点から真北 255 度26分12秒3.14メートルの地点
- 9 点は、8点から真北 292 度38分12秒4.35メートルの地点
- 10点は、9点から真北 329 度03分05秒6.16メートルの地点
- 11点は、10点から真北 319 度40分25秒2.15メートルの地点

(3) 面積

594.09平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成14年7月8日 愛媛県指令港第246号

4 しゅん功認可年月日

平成18年2月14日

○愛媛県告示第194号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

1 工区

宇和島市吉田町深浦字ジョノシタ2番耕地491番1から同字ゴラダ2番耕地2番1までの地先公有水面

2 工区

宇和島市吉田町深浦字ヲラギダ1番耕地407番12から同字ムカイ1番耕地38番1までの地先公有水面

(2) 区域

1 工区

次の1点から39点までを順次直線で結んだ線並びに39点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点1（宇和島市吉田町深浦字ジョノシタ2番耕地474番2地先の道（市道深浦上線）に設置した金属鉄）は、北緯33度19分03秒、東経132度30分17秒の地点

1 点は、基点1から真北96度26分20秒80.44メートルの地点

2 点は、1点から真北167度34分14秒10.38メートルの地点

3 点は、2点から真北253度49分33秒1.81メートルの地点

4 点は、3点から真北163度58分15秒5.69メートルの地点

5 点は、4点から真北253度50分43秒1.57メートルの地点

6 点は、5点から真北344度25分11秒2.93メートルの地点

7 点は、6点から真北252度51分18秒7.69メートルの地点

8 点は、7点から真北254度39分40秒9.93メートルの地点

9 点は、8点から真北164度18分27秒2.40メートルの地点

10 点は、9点から真北253度51分33秒2.36メートルの地点

11 点は、10点から真北343度51分49秒1.00メートルの地点

12 点は、11点から真北253度57分59秒2.74メートルの地点

13 点は、12点から真北163度31分20秒1.00メートルの地点

14 点は、13点から真北253度52分12秒0.50メートルの地点

15 点は、14点から真北343度57分58秒2.40メートルの地点

16 点は、15点から真北252度04分33秒4.47メートルの地点

17 点は、16点から真北254度40分01秒9.99メートルの地点

18 点は、17点から真北248度56分28秒10.13メートルの地点

19 点は、18点から真北159度21分36秒2.39メートルの地点

20 点は、19点から真北248度57分45秒0.51メートルの地点

21 点は、20点から真北338度57分10秒1.00メートルの地点

22 点は、21点から真北248度59分15秒2.80メートルの地点

23 点は、22点から真北158度58分22秒1.00メートルの地点

地点

24点は、23点から真北 248 度58分32秒2.30メートルの

地点

25点は、24点から真北 339 度02分16秒2.40メートルの

地点

26点は、25点から真北 249 度00分12秒12.73メートル

の地点

27点は、26点から真北 160 度02分55秒2.91メートルの

地点

28点は、27点から真北 250 度03分04秒3.48メートルの

地点

29点は、28点から真北 340 度00分26秒0.29メートルの

地点

30点は、29点から真北 255 度24分58秒1.51メートルの

地点

31点は、30点から真北 160 度02分30秒3.06メートルの

地点

32点は、31点から真北 211 度09分34秒10.42メートル

の地点

33点は、32点から真北 301 度09分26秒2.81メートルの

地点

34点は、33点から真北 211 度08分05秒26.30メートル

の地点

35点は、34点から真北 121 度57分39秒1.08メートルの

地点

36点は、35点から真北 210 度41分14秒3.49メートルの

地点

37点は、36点から真北 301 度09分35秒1.11メートルの

地点

38点は、37点から真北 211 度09分40秒7.70メートルの

地点

39点は、38点から真北 299 度45分09秒0.64メートルの

地点

2 工区

次の40点から53点までを順次直線で結んだ線、53点54点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸との公有水面との接する線、54点から64点までを順次直線で結んだ線並びに64点と40点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点1（宇和島市吉田町深浦字ジョノシタ2番耕地474番2地先の道（市道深浦上線）に設置した金属錐）は、北緯33度19分03秒、東経132度30分17秒の地点

40点は、39点から真北92度53分24秒179.22メートルの地点

41点は、40点から真北258度06分20秒13.76メートルの地点

42点は、41点から真北348度06分05秒6.02メートルの地点

43点は、42点から真北258度01分37秒6.32メートルの地点

44点は、43点から真北348度11分34秒3.12メートルの地点

45点は、44点から真北258度10分49秒7.48メートルの地点

46点は、45点から真北258度10分55秒52.09メートルの地点

47点は、46点から真北168度13分22秒3.13メートルの地点

48点は、47点から真北258度33分07秒1.58メートルの地点

49点は、48点から真北343度31分29秒5.04メートルの地点

50点は、49点から真北253度54分32秒1.66メートルの地点

51点は、50点から真北328度56分55秒0.99メートルの地点

52点は、51点から真北328度56分49秒22.95メートルの地点

53点は、52点から真北339度10分18秒2.22メートルの地点

54点は、基点1から真北83度38分56秒95.21メートルの地点

55点は、54点から真北139度40分25秒2.15メートルの地点

56点は、55点から真北149度03分05秒6.16メートルの地点

57点は、56点から真北112度38分12秒4.35メートルの地点

58点は、57点から真北75度26分12秒3.14メートルの地点

59点は、58点から真北75度53分46秒10.11メートルの地点

60点は、59点から真北76度36分41秒10.11メートルの地点

61点は、60点から真北77度12分09秒6.65メートルの地点

62点は、61点から真北77度40分39秒6.65メートルの地点

63点は、62点から真北28度30分16秒3.97メートルの地点

64点は、63点から真北339度55分12秒14.11メートルの地点

(3) 面積

1 工区 1,537.23平方メートル

2 工区 1,841.26平方メートル

合 計 3,378.49平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成14年7月8日 愛媛県指令港第245号

4 しゅん功認可年月日

平成18年2月14日

○愛媛県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	砥部伊予松山線	松山市余戸西六丁目1843番2から 同市余戸西六丁目1833番2まで	旧	メートル 7.6～12.0	キロメートル 0.022	
			新	10.3～12.4	0.022	

○愛媛県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏9031番2から 同字9052番2まで	旧	メートル 5.0～9.3	キロメートル 0.327	
			新	6.0～33.4	0.327	

○愛媛県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏9031番2から 同字9052番2まで	平成18年2月14日

○愛媛県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一 般 国 道	378号	八幡浜市真網代戊193番1から 同市真網代戊195番1まで	旧	メートル 10.4～17.4	キロメートル 0.036	
			新	13.0～21.2	0.036	

○愛媛県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	441号	大洲市北只404番5から 同市北只437番5まで	平成18年2月14日

○愛媛県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	宇和三間線	宇和島市三間町務田180番3から 同町務田737番10地先まで	旧	メートル 7.0～18.0 8.5～29.0	キロメートル 0.110 0.110	
			新	17.5～34.0 8.5～29.0	0.110 0.110	

○愛媛県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三間線	宇和島市三間町務田180番3から 同町務田737番10地先まで	平成18年2月25日

○愛媛県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町油袋16番3から 同町油袋17番5まで	旧	メートル 5.0～44.0 19.0～35.6	キロメートル 0.087 0.034	
			新	25.0～44.0	0.077	

○愛媛県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町油袋16番3から 同町油袋17番5まで	平成18年2月14日

○愛媛県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
県 道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町満倉703番1地先から 同町蓮乗寺184番地先まで	旧	メートル 3.8～18.0	キロメートル 4.509	
			新	0	0	
"	長月城辺線	南宇和郡愛南町城辺乙463番地先から 同町城辺甲2293番1地先まで	旧	9.0～14.6	0.263	
			新	0	0	
"	深浦港線	南宇和郡愛南町深浦1805番1地先から 同町深浦257番2地先まで	旧	4.0～5.8	0.157	
			新	0	0	
"	"	南宇和郡愛南町深浦255番1地先から 同町深浦221番1地先まで	旧	2.8～6.7	0.215	
			新	0	0	
"	久良城辺線	南宇和郡愛南町城辺乙463番地先から 同町城辺甲2934番地先まで	旧			
			新	6.5～18.0	1.170	
"	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町城辺甲2934番地先から 同町蓮乗寺184番地先まで	旧			
			新	9.9～15.9	0.496	

○愛媛県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久良城辺線	南宇和郡愛南町城辺乙463番地先から 同町城辺甲2934番地先まで	平成18年2月14日
"	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町城辺甲2934番地先から 同町蓮乗寺184番地先まで	"

○愛媛県告示第206号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
17西建管第1470号 平成18年1月31日	西条市北条1658番3	西条市明理川137番地 株式会社アイ・テック 代表取締役 一色昇二

17松局建(開)第71号 平成18年2月2日	東温市田窪字水木1859番1、1859番3、1860番3、1860番7、1861番4、1861番6及び1863番5	松山市祝谷六丁目1193番地8 三和アセット・プラン 代表者 竹内 学 東温市田窪1602番地 安 穂 渡 部 東温市田窪1851番地9 穂 渡 部 初 巳
---------------------------	---	--

○愛媛県告示第207号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、八幡浜市、伊方町、宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町、西予市、大洲市、内子町の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、平成18年4月1日から12月28日までの間において実施する。

平成18年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

検査日時	検査場所	検査区域	対象となる特定計量器	
平成18年4月10日 午前10時30分から午後3時まで	八幡浜市役所八幡浜庁舎	八幡浜市	非自動はかり(計量法施行令第5条第1号又は第2号に掲げるもの及び同政令附則別表第2に掲げるものを除く)分銅 定量おもり 定量増おもり	
" 11日 午前10時30分から午前11時30分まで	J A 西宇和川上共選場			
" 11日 午後1時から午後3時まで	J A 西宇和真穴共選場			
" 12日 午前10時30分から午前11時30分まで	千丈地区公民館			
" 12日 午後1時から午後3時まで	神山地区公民館			
" 13日 午前10時30分から午後3時まで	八幡浜市総合福祉文化センター			
" 14日 午前10時30分から午前11時30分まで	八幡浜市役所日土出張所			
" 14日 午後1時から午後3時まで	八幡浜市役所保内庁舎			
" 17日 午前10時30分から午後3時まで	八幡浜市役所保内庁舎			
" 18日 午前10時30分から午後3時まで	八幡浜市役所八幡浜庁舎			
" 19日 午前10時30分から正午まで	伊方町町民会館			伊方町
" 19日 午後1時30分から午後3時まで	伊方町役場町見支所			
" 20日 午前11時から午後3時まで	瀬戸町民センター			
" 21日 午前11時から午後3時まで	三崎町商工会			宇和島市
5月8日 午前10時30分から午後3時まで	宇和島市役所三間支所			
" 9日 午前10時30分から午後3時まで	吉田公民館			
" 10日 午前10時30分から正午まで	J A えひめ南玉津支所			
" 10日 午後1時30分から午後3時まで	J A えひめ南奥南支所			
" 11日 午前10時から午前11時30分まで	津島町商工会			
" 11日 午後1時から午後3時まで	岩松公民館			
" 12日 午前9時30分から午前11時まで	下灘公民館			
" 12日 午後1時から午後2時30分まで	御横公民館			
" 15日 午前10時30分から午後3時まで	市立勤労青少年ホーム			
" 16日 午前10時30分から午後3時まで	市立図書館			
" 17日 午前10時30分から午後3時まで	市立図書館			

" 18日 午前10時から午前11時まで	から	J A えひめ南九島支所	宇和島市役所	
" 18日 午後2時30分から午後3時30分まで	から	J A えひめ南来村支所		
" 19日 午前10時から正午まで	から	宇和島市役所宇和海支所		
" 19日 午後1時30分から午後2時30分まで	から	J A えひめ南下波支所		
" 22日 午前10時30分から午後3時まで	から	宇和島市役所		
" 23日 午前10時から午前11時まで	から	定期船待合所(日振島ボケットパーク)		
" 23日 午後1時から午後2時まで	から	J A えひめ南宇和海第2支所		
" 23日 午後2時30分から午後3時30分まで	から	J A えひめ南嘉島出張所		
" 24日 午前10時30分から午後3時まで	から	宇和島市役所		
6月5日 午前10時30分から午後3時まで	から	鬼北町役場日吉支所		鬼北町
" 6日 午前10時30分から午後3時まで	から	中央公民館		
" 7日 午前10時30分から午後3時まで	から	中央公民館		松野町
" 8日 午前10時30分から午後2時まで	から	松野町山村開発町民センター		
" 12日 午前11時から午後3時まで	から	愛南町役場内海支所		愛南町
" 13日 午前10時から午前11時30分まで	から	福浦公民館		
" 13日 午後1時から午後3時まで	から	西海町民会館		
" 14日 午前10時から午前11時30分まで	から	愛南漁業協同組合深浦本所		
" 14日 午後1時から午後3時まで	から	愛南町役場一本松支所		
" 15日 午前10時から午後3時まで	から	城辺社会福祉会館		
" 16日 午前10時から午後2時まで	から	御荘文化センター		
9月4日 午前11時から午後3時まで	から	西予市明浜町民会館	西予市	
" 5日 午前11時から午後3時まで	から	西予市狩江公民館		
" 6日 午前11時から午後3時まで	から	西予市俄津支所		
" 7日 午前10時30分から正午まで	から	三瓶農村研修センター		
" 7日 午後1時30分から午後3時まで	から	西予市三瓶北公民館		
" 8日 午前10時30分から午後3時まで	から	西予市三瓶総合支所		
" 11日 午前10時30分から午後3時まで	から	西予市役所		
" 12日 午前10時30分から午後3時まで	から	西予市役所		
" 13日 午前10時30分から午後3時まで	から	西予市野村公会堂		
" 14日 午前11時から正午まで	から	西予市惣川支所		
" 15日 午前10時30分から午後3時まで	から	西予市総合センターしろかわ		
10月2日 午前10時から午前11時30分まで	から	J A 愛媛たいき大瀬支所	内子町庁舎	
" 2日 午後1時から午後3時まで	から	内子町庁舎		

" 3日	午前10時から 午後3時まで	から まで	内子町分庁舎	内子町
" 4日	午前10時から 午後3時まで	から まで	内子町役場	
" 5日	午前10時から 午前11時30分まで	から まで	J A えひめ中央田渡支所	
" 5日	午後1時から 午後2時30分まで	から まで	J A えひめ中央参川支所	
" 6日	午前10時から 午後2時まで	から まで	内子町小田林業センター	
" 10日	午前10時から 午前11時30分まで	から まで	櫛生連絡所	大洲市
" 10日	午後1時から 午後3時まで	から まで	白滝連絡所	
" 11日	午前10時から 午後3時まで	から まで	大洲市役所長浜支所	
" 12日	午前10時から 午前11時30分まで	から まで	八多喜連絡所	
" 12日	午後1時30分から 午後3時まで	から まで	上須戒連絡所	
" 13日	午前10時正 午	から まで	菅田連絡所	
" 13日	午後1時30分から 午後3時まで	から まで	新谷連絡所	
" 16日	午前11時から 午後2時まで	から まで	河辺基幹集落センター	
" 17日	午前10時から 午後3時まで	から まで	大洲市役所脇川支所	
" 18日	午前10時から 午後3時まで	から まで	大洲市民会館	
" 19日	午前10時から 午後3時まで	から まで	大洲市総合福祉センター	

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
ネットワークシステム運用管理業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量
庁内LANシステム運用管理業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
知事が指定する場所
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に

参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県企画情報部管理情報政策課ネットワーク運営係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2289

- (2) 入札書の受領期限

平成18年3月28日(火)午後2時

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成18年3月28日(火)午後2時

愛媛県庁第二別館5階第4会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:

Operation management service for Administrative Affairs
Local Area Network , 1 set

- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 28 March 2006
(3) For further information , please contact: Network
Management Section , Information Policy Division ,
Administrative Subdepartment , Planning and Information
Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2
Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2289

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
ネットワークシステム運用管理・保守業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量
愛媛情報スーパーハイウェイ運用管理・保守業務 一
式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
知事が指定する場所
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当
該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当
該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を
切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので
、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者で
あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金
額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するこ
と。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成18
年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に
参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該
当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の
4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理・
保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅
速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者
であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にな
い者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の
交付場所及び問い合わせ先
愛媛県企画情報部管理局情報政策課ネットワーク運営
係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2289

- (2) 入札書の受領期限
平成18年3月28日(火)午前10時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成18年3月28日(火)午前10時
愛媛県庁第二別館5階第4会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135
条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入
札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添
付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められ
た場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入
札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入
札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
委託業務を履行できると知事が判断した入札者であっ
て、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成され
た予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入
札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Operation management and maintenance service for
Ehime Information Super Highway (Network System) ,
1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m. , 28 March 2006
- (3) For further information , please contact: Network
Management Section , Information Policy Division ,
Administrative Subdepartment , Planning and Information
Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2
Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2289

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年2月14日

愛媛県立中央病院長

藤 井 靖 久

1 入札に付する事項

- (1) 件名
重油の購入
- (2) 購入物品名及び予定数量
重油 (J I S K 2205 1 種 2 号)
第 1 回目 : 約 700 ,000 リットル
第 2 回目 : 約 800 ,000 リットル
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書による。
- (4) 納入期間
第 1 回目 : 平成18年4月1日から9月30日まで
第 2 回目 : 平成18年10月1日から平成19年3月31日まで

- (5) 納入場所
愛媛県立中央病院

- (6) 入札方法
入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「石油・燃料類」について第1回目の入札にあっては平成17年度の、第2回目の入札にあっては平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務課会計係
〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089) 947 1111 内線2228

- (2) 入札書の受領期限

第 1 回目 : 平成18年3月28日 (火) 午後 2 時30分

第 2 回目 : 平成18年9月27日 (水) 午後 1 時30分

- (3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

第 1 回目 : 平成18年2月14日 (火) から3月17日 (金) までの執務時間中 (月曜日から金曜

日まで (国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第 178 号) に規定する休日を除く。) の午前 8 時30分から午後 5 時15分までをいう。以下同じ。)

第 2 回目 : 平成18年8月10日 (木) から9月20日 (水) までの執務時間中

イ 交付方法

(1) に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

第 1 回目 : 平成18年3月28日 (火) 午後 2 時30分

愛媛県立中央病院東洋医学研究所 1 階会議室

第 2 回目 : 平成18年9月27日 (水) 午後 1 時30分

愛媛県立中央病院東洋医学研究所 1 階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程 (昭和46年愛媛県公営企業管理規程第 9 号) 第 176 条において例によることとされる愛媛県会計規則 (昭和45年愛媛県規則第18号) 第 135 条から第 137 条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第 176 条において例によることとされる愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Heavy Oil (JIS K2205 class 1 No. 2)

1st contract: approximately 700 ,000 ℓ

2nd contract: approximately 800 ,000 ℓ

- (2) Time limit of tender:

1st contract: 2:00 p.m. , 28 March 2006

2nd contract: 1:30 p.m., 27 September 2006

- (3) For further information, please contact: Accounting Section, General Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural Central Hospital, 83 Kasugamachi, Matsuyama, Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 2228

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年2月14日

愛媛県立中央病院長

藤 井 靖 久

1 入札に付する事項

- (1) 件名
清掃業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量
愛媛県立中央病院清掃業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
愛媛県立中央病院及び愛媛県立中央病院東洋医学研究所並びに愛媛県立中央病院研修棟
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の清掃業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県立中央病院事務局総務課会計係
〒790 0024
愛媛県松山市春日町83番地
電話 (089)947 1111 内線2228
- (2) 入札書の受領期限
平成18年3月28日（火）午後3時

- (3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

平成18年2月14日（火）から3月17日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成18年3月28日（火）午後3時

愛媛県立中央病院東洋医学研究所1階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
委託業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Cleaning Services for Ehime Prefectural Central Hospital, 1 set
- (2) Time limit of tender: 3:00 p.m., 28 March 2006
- (3) For further information, please contact: Accounting Section, General Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural Central Hospital, 83 Kasugamachi, Matsuyama, Ehime 790 0024 Japan
Tel 089 947 1111 Ext 2228

任 免 辞 令

○任免辞令

1月17日

主任業務員 久 保 賢 司

死亡



○任免辞令

1月31日

愛媛県技術吏員 二 宮 伸 児

願により本職を免ずる